

議第 4 号

高島市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 7 日

高島市長 今 城 克 啓

---

高島市税条例の一部を改正する条例

高島市税条例（平成 1 7 年高島市条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 2 第 1 0 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 6 3 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

第 8 9 条第 2 項第 2 号および第 1 3 9 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 1 4 9 条第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。